湯沢河川国道事務所

民有地の樹木の管理をお願いします!!

◇道路にはみ出している樹木、枯れている木等の剪定、伐採を◇

民有地から樹木が道路や歩道にはみ出している場合は、歩行者や車両の走行に支障になりますので、樹木の伐採や剪定をお願いします。樹木が道路や歩道にはみ出していると次のような危険があります。

○歩行者が怪我をする恐れがあります。また、倒木が歩道をふさぐと、歩行者は車道を歩くことになり、交通事故発生の恐れがあります。
○走行する車両が枝などに接触し、壊れたり傷ついたりする恐れがあります。
○道路標識が樹木で隠れることにより、安全運転の妨げになり交通事故発生の原因となることがあります。
○樹木に雪が積り、その重みで道路に倒れ、走行中の車両と衝突する恐れがあります。

枯れていたり、傾いている場合も風や雪で倒れる危険がありますので、伐採や剪定を行い適切な管理をお願いいたします。





◇伐採・剪定を行う前に連絡を◇

道路や歩道に民有地からはみ出した樹木や倒木によって被害が発生した場合は、樹木の所有者が損害賠償等の責任に問われる場合があります。

伐採や剪定の作業をする際、危険が及ばないように交通規制をしたり、斜面からの石が道路上に転がり落ちたりしないように防護処置をお願いします。　作業される前には、出張所まで連絡をお願いいたします。

湯沢国道維持出張所	0183-72-1661	国道 13 号　山形県境～横手市杉沢（安本入口交差点付近）
大曲国道維持出張所	0187-63-2157	国道 13 号　横手市杉沢（安本入口交差点付近）～大仙市協和上淀川（国道 341 号交差点付近）

問い合わせ先(道路管理者)

《道路緊急ダイヤル》
TEL:全国共通 #9910(24時間受付・無料)

《秋田河川国道事務所》
〒010-0951 秋田県秋田市山王1丁目10-29
TEL:018-823-4167(代表)

〈本荘国道維持出張所〉
〒015-0013　秋田県由利本荘市石脇字田尻野18
TEL:0184-22-8558・8559
管理区間:国道７号(由利本荘市、由利町、にかほ市)　日東道(岩城ＩＣ～象潟ＩＣ)

〈角館国道維持出張所〉
〒014-0347　秋田県仙北市角館町小勝田前田96-3
TEL:0187-54-3181
管理区間:国道４６号(大仙市、仙北市)

〈秋田国道維持出張所〉
〒010-0816　秋田県秋田市泉字登木73-3
TEL:018-862-2276
管理区間:国道７号(大仙市、秋田市、潟上市、井川町、五城目町、八郎潟町)

《湯沢河川国道事務所》
〒012-0862　湯沢市関口字上寺沢64-2
TEL:0183-73-3174(代表)

〈大曲国道維持出張所〉
〒014-0067　秋田県大仙市飯田字大道端128
TEL:0187-63-2157
管理区間:国道１３号(横手市、美郷町、大仙市)

〈湯沢国道維持出張所〉
〒012-0855　秋田県湯沢市愛宕町5-1-3
TEL:0183-72-1661
管理区間:(横手市、湯沢市)

《能代河川国道事務所》
〒016-0121　秋田県能代市鯛渕(かいらげふち)字一本柳97-1
TEL:0185-70-1001(代表)

〈能代国道維持出張所〉
〒016-0121　秋田県能代市鯛渕(かいらげふち)字家の下19
TEL:0185-58-2919
管理区間: 国道７号(三種町、能代市)　秋田自動車道(能代南ＩＣ～二ツ井白神ＩＣ)

〈大館国道出張所〉
〒017-0864　秋田県大館市根下戸新町1-68
TEL:0186-49-0321
管理区間:国道７号(北秋田市、大館市)　秋田自動車道(蟹沢ＩＣ～小坂北ＩＣ)



冬期間の適切な樹木管理のお願い



秋田河川国道事務所　湯沢河川国道事務所　能代河川国道事務所

冬期間の適切な樹木管理のお願い

●道路に樹木が張り出し、落雪などして事故につながる恐れがあります。
●民有地等から道路に樹木が張り出さないよう、伐採や枝払いをお願いします。
●道路上で作業を行う場合はご一報ください。

冬期間には、道路沿いの樹木が雪の重みで道路上に倒れたり、枝が落ちたり、落雪するなどして交通事故などの大きな事故につながることがあります。

車両や通行者の安全確保のために、道路管理者としても適切なパトロールを行っていきますので、**道路に接する民有地等に樹木を所有している方も、樹木を適切に管理していただきますようお願いいたします。**

◆管理の方法

所有する樹木が道路を覆ったり、道路に張り出したりすることのないよう、伐採や枝払い等を行って下さい。

また、立ち枯れした樹木は、雪の重みで倒木の可能性が高く、危険ですので確認と対応をお願いします。

管理が適切に行われず、道路法の禁止行為にあたる場合は、道路管理者が樹木の移転や伐採命令を出す場合があります。



◆所有者等の管理責任

管理が適切に行われなかったことにより事故が発生した場合は、樹木の所有者等は責任を問われることがあります。
また、場合によっては、賠償責任が発生します。







落下した倒木が直撃し、破損した車両

雪の重みによる倒木



◆伐採作業時の注意点

①道路上で作業を行う場合は、警察及び道路管理者への届出が必要な場合がありますので、届出の要否を確認してください。
②電線や電話線がある箇所の場合は危険が伴いますので、事前に最寄りの東北電力、またはNTTに連絡し、立会いのもとに行って下さい。
③作業にあたっては、通行車両、自転車及び歩行者の安全の確保と樹木からの転落防止等に十分配慮して下さい。

